

近世西日本近海における鯨組の出漁と漁場利用の変化

末 田 智 樹

- I. はじめに
- II. 既往研究の諸課題
- III. 西海における浦請制の拡大過程
- IV. 益富組の出漁と豊屋の小納屋経営
 - (1) 益富組の平戸藩領外への出漁
 - (2) 別当豊屋による小納屋経営
- V. 周防国からの双海船船頭・加子の雇用
 - (1) 定説の根拠と新史料の発見
 - (2) 宝暦・寛政期の雇用状況
- VI. 北浦の漁場と九州鯨組との関係
 - (1) 享保・宝暦期の北浦への出漁
 - (2) 通・瀬戸崎両浦と九州鯨組との関係
 - (3) 川尻浦と九州鯨組との関係
- VII. おわりに

I. はじめに

近世の西日本近海では、捕鯨漁場（以下、漁場）が肥前国中心の西海地域（以下、西海）と長門国中心の北浦地域（以下、北浦）に集中し、そこで捕鯨業を展開した専門集団を「鯨組」と呼称した。とくに、近世中期以降の西海には巨大鯨組が出現し、それらは一組500人前後で藩領内において捕獲活動を展開しつつ、他藩領の漁場にも積極的に出漁した。この巨大鯨組では、羽指（鯨に銚をなげ捕獲する専門職）と友押・加子が鯨の捕獲活動において中核的役割を果たした¹⁾。

そこで本稿では、鯨組の網船（双海船）の船頭である友押と加子ら数百人が、捕鯨業の

漁期において他藩領の漁場へ移動した状況と、それに伴う西海と北浦の漁場利用の変化を明らかにする。

具体的には以下の3点である。

第一に、近世初期に紀州太地浦の漁民が捕鯨技術とともに西海へ出漁することで漁場が開拓され、その西海の諸藩領の島々において捕鯨業が一層発展した。その後西海の島々において浦請制の漁場が拡大した過程と、鯨組が広範囲の漁場へ出漁した状況およびその背景を明らかにする。そして、双海船の船頭・加子の雇用地域について解き明かす。

第二に、西海の巨大鯨組がさらに北浦へ出漁し、浦請制による漁場利用が拡大した状況について、西海の鯨組と北浦の漁村・領主との諸関係を交えて明らかにする。

第三に、第一・第二の考察を受け、近世の西日本近海全体における捕鯨業の漁場利用の変化を提示する。

II. 既往研究の諸課題

近世漁業史の課題としては、他国（他藩領）出漁の問題と漁場利用の問題があげられる。

前者の他国出漁に絡めた専門職の雇用問題については、戦国末期から近世初中期にかけて、近畿地方の漁民が他国へ出漁し、網漁の技術が伝播されたことが指摘されてきた²⁾。漁民が、東は尾張・三河や関東方面、西は瀬戸内から九州まで出漁し、網漁の技術が普及することで、各地の後進漁村の漁業生産性が

キーワード：益富組、小納屋経営、双海船、九州鯨組、浦請制

向上した。

捕鯨業の場合は、近世初期の紀州太地浦が鯨組の発祥地であり、西海へは太地浦とその周辺の漁村からの出漁とともに専門職の捕鯨技術が伝播した³⁾。ところが、西海内で他藩領への出漁による漁場（浦請制）の拡大過程に関しての分析は進められてこなかった。一方で、西海の鯨組が北浦へ出漁していた事実は指摘されてきたが、その詳細な状況・条件や、出漁にともなう専門職の雇用関係については不明な点を多く残していた。

後者の漁場利用の問題については、近世から近代初期の漁業社会構造を明らかにするために、とくに1960年代以降に研究が進められてきた。しかしながら、その研究対象のすべてが地域漁業（漁村）であった⁴⁾。このなかで、荒居英次のみが漁業史と重ねて各地域の捕鯨業を取り上げた⁵⁾。

その捕鯨業の地域とは、太平洋沿岸では東から房州・紀州・土佐の3地域、西日本近海では北浦・西海の2地域であり、これらの地域で鯨組が成立・展開した。各地域の捕鯨業史研究では残存する史料の影響もあり、学術的な視点からでは鯨組の経営組織や鯨商品の流通に関する研究が主であった⁶⁾。近世漁業史で議論されてきた漁業社会構造における漁場利用の問題については、同じ地域で展開した捕鯨業にもかかわらず解き明かされてこなかった。また、鯨組が本拠地以外の漁場へ出漁した場合において、その浦請制となった漁場（漁村）あるいは領主との諸関係についても掘り下げられてこなかった。

2000年以降になると、近世の漁業史と捕鯨業史を重ねた議論がみられるようになった。そのなかで最も核心をついた指摘が、歴史地理学の視点から着目した橋村修の研究であった⁷⁾。橋村は西海の五島列島の2つの漁村（有川浦と魚目浦）の漁業権に関して、捕鯨が導入されたことによる漁場利用の変化から明らかにした。つまり両漁村が、地先漁場の

権利を主張するために他藩の鯨組を受け入れていたことを提示した。しかし、それ以後の両漁村における浦請制による鯨組の変遷については明らかにされていない。

Ⅲ. 西海における浦請制の拡大過程

近世日本捕鯨業の捕鯨技術の伝播については、ミルトン・M・R・フリーマンらが指摘した紀州から土佐をへて西海への経路がある⁸⁾。しかし、これ以外は各藩内の捕鯨業を中心に研究が進められてきたことから、西海における捕鯨業（浦請制）の拡大過程については不明瞭であった。

近世初期に紀州太地浦から捕鯨技術が伝播したのちに、西海において捕鯨業が発展した背景には、平戸藩の初期特権商人の鯨組活動があった。筆者は、紀州からの他国出漁による捕鯨技術の伝播と平戸藩の初期特権商人の資金力が重なり合うことによって、一段と捕鯨業が発展した過程を鮮明にした⁹⁾。

その後は、浦請制が平戸藩から大村・五島藩領の漁場へと拡大していった¹⁰⁾。他方で、五島藩有川浦では橋村が指摘したように、地先にて漁村と他藩の鯨組による捕鯨業が行われていた¹¹⁾。筆者は、拙稿にて近世中後期の有川浦では、浦請制としても利用されるようになった経緯を解き明かした¹²⁾。これは、浦請制が西海の諸藩領の漁場において通例となった結果であった。

すなわち浦請制は、西海の鯨組が好漁場に集中的に出漁する過程で定着していったと捉えられる。そして、中小鯨組が特定の好漁場を複数浦請することで、そのなかから巨大鯨組へと発展する鯨組が出現した。とくに、巨大鯨組が宝暦期（1751～1763）から天保期（1830～1843）にかけて、好漁場を独占的に浦請する状態となっていた¹³⁾。

IV. 益富組の出漁と豊屋の小納屋経営

(1) 益富組の平戸藩領外への出漁

益富組は、享保10(1725)年に肥前国平戸藩生月島を本拠として創業した鯨組である。益富組は、平戸藩領内では生月島のほかに、同じ領内の壱岐の漁場において捕鯨業を展開した。これらの平戸藩領内の漁場は、冬鯨(南下する鯨)の捕獲に適したため、同組は次第に春鯨(北上する鯨)の捕獲に適した漁場を求め、他藩領へ出漁した。

益富組が、春鯨を捕獲するための拠点として目をつけた漁場が大村藩の江島であった。同組は、江島の両隣の平島と蛸浦の漁場へも出漁した。天明・寛政期(1781~1800)から天保期(1830~1843)にかけては、総勢500人前後の益富組が継続して3島へ出漁し、大村藩の江島を中核とした春浦の複数の漁場を独占した¹⁴⁾。

例えば、文化7(1810)年5月に益富又左衛門の手代であった豊屋国蔵が中橋才右衛門に宛てて記した上申書では、江島組の「三ヶ年居浦願」として浦請の3年継続を申請した。この記録には、浦請の際に先納する運上銀が60貫目で取り決められたことや、期間中における江島での捕獲作業、大村藩領内からの加子雇入れの条件などが明記され、浦請制による漁場独占の状況が判明する¹⁵⁾。

益富組は、この大村藩のみならず、さらに南の春鯨捕獲に適した五島藩の黄島や黒瀬浦へ出漁し、大村藩同様に複数の漁場を浦請し捕鯨業を展開した。同組は、これらの漁場の浦請代として、他藩へも膨大な運上銀や鯨肉を上納した。その見返りとして同組は扶持を賜り、漁場を浦請する際に各藩との直接的な交渉権を持つまでになった。益富組は、他の鯨組が西海の他藩領の漁場へ出漁し、漁村を通して藩へ上申する手順とは異なる、諸藩に対して独自の関係を構築することに成功した巨大鯨組であった¹⁶⁾。

益富組による大村藩や五島藩の漁場への出漁については、筆者が古文書から移動空間の復原を試みて考察している¹⁷⁾。同組は平戸藩領外の他藩領の漁場へ積極的に出漁し、西海において捕鯨業活動の範囲を拡大した。そして、益富組は西海の各島から鯨船の船頭であった友押を雇用し、彼らが引き連れる数百人の加子とともに、重要な春浦を有する大村藩や五島藩の漁場へ集結し、同時期に複数の鯨組を展開する巨大鯨組に成長していった¹⁸⁾。

(2) 別当豊屋による小納屋経営

次に、益富組が平戸藩領を越えて他藩領の漁場への出漁を可能とした背景について、同組の経営組織内の要因から探っておきたい。

益富組では沖場と納屋場の組織が明確に分かれ、後者には大納屋、小納屋、骨納屋などが存在した¹⁹⁾。この納屋場システムに関しては、とくに小納屋に関する研究が進められてきた。平戸藩領の壱岐を事例とした小納屋経営については、武野要子、鳥巢京一、古賀康士の研究がある。いずれの分析においても、益富組と壱岐の小納屋衆との関係性を鮮明にした²⁰⁾。

これらに加え、古賀は土肥組の大納屋・小納屋を含む西海の鯨組の組織編成について興味深い事実を明らかにした²¹⁾。彼は、小納屋経営の存在を大きな根拠とし、西海の鯨組は単一の組織体でなく、複数の内部組織の複合体であったと指摘した。このように、小納屋の役割から西海における鯨組の納屋場組織の特徴が明らかになってきたものの、巨大鯨組はそれぞれ独自の組織体制を整え、かつ時代の推移によって組織体制に変容がみられたために、いまだ不明の部分は多い。

では、益富組の場合は、壱岐の小納屋衆のような現地の小納屋に依存する形態ばかりであったのだろうか。なぜならば、西海の巨大鯨組のなかでも最も大きな組織を有した同組は、古賀の指摘の通り、小納屋組織も複数の

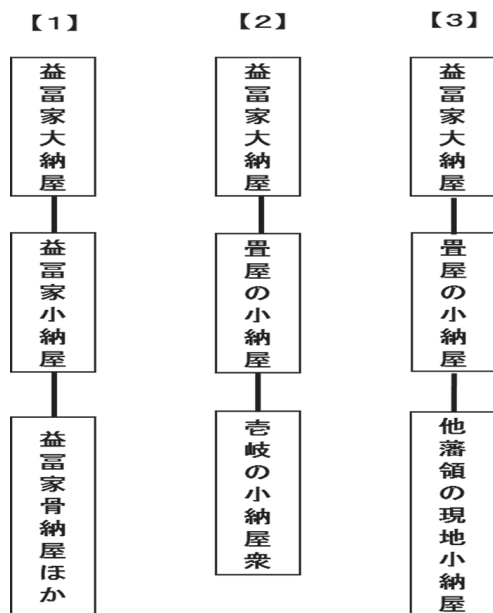


図1 益富組の大納屋・小納屋の組織構造

内部組織から成立していたと仮定できるからである。そこで、益富組の小納屋組織を明らかにしつつ、同組が小納屋経営の状況から平戸藩領外の漁場へ出漁した理由を探ってみる。

結論から言えば、益富組には大別当・別当と呼ばれ、同組の番頭的役割を担っていた「昼屋」と称した益富家を大本家とした同族団組織があり、彼らが小納屋経営に携わっていた。本稿では図1に示す通り、益富組の小納屋組織を、大別して同組本拠地の生月島、杵岐、それ以外の3つを提示しておく。すなわち、同組の小納屋組織は漁場によって3つの形態が存在した。なお、図の上下関係は先納銀などの納入関係を示している。

【1】の生月島御崎浦の益富組の場合では、昼屋が別当の立場で大納屋、小納屋、骨納屋、筋納屋などを掌握しつつ、益富家は直営の経営を行っていた²²⁾。

【2】の杵岐の益富組の場合では、同組の小納屋組織は別当昼屋の小納屋と杵岐の小納屋衆とで編成していた。杵岐の漁場では、捕獲

頭数が冬と春をあわせて50頭前後の漁期が頻繁にみられた²³⁾。この結果、杵岐の漁場では多くの小納屋を必要とし、昼屋の小納屋と杵岐の小納屋衆による小納屋経営が段階的に行われるようになった。

例えば、安政元(1854)年の益富勝本組の小納屋に関する史料からは、昼屋勢右衛門、昼屋伝左衛門、昼屋三郎兵衛、昼屋幾左衛門などの大別当が、杵岐において大納屋とは別に独立した小納屋を経営していたことが判明する²⁴⁾。したがって、既述の武野らとは異なった見解となる。

【3】の大村藩江島や五島藩黄島の場合では、同組の小納屋組織は別当昼屋による小納屋と現地の小納屋とで編成していた。昼屋が納屋場全体の支配人(別当)として漁場へ出向き大納屋を管理し、個別には小納屋経営を行っていた。しかし、現地に小納屋経営に携わる者が不在の場合は、【2】の杵岐の小納屋衆が請け負っていたと考えられる²⁵⁾。

例えば、天保4(1833)年益富江島組の史料には「昼屋茂作殿小納屋」、同7(1836)年同組の史料には「昼屋三郎兵衛殿小納屋」との記述がみえる。昼屋が、江島組にて小納屋を経営したことがわかる。江島へは、昼屋が支配人(別当)として益富組を率いて大納屋を管理するものの、一方では小納屋を営んでいた。江島では、昼屋以外に現地の中橋角左衛門が小納屋経営に携わっていた。先述の昼屋国蔵による江島浦請の申請にも登場した中橋家とは、巨大鯨組として活動していた深澤与五郎家の一族であった。このため、中橋家がかつて捕鯨業経営を展開していたことから、納屋場における鯨の処理に関して精通していたことは間違いない²⁶⁾。

既往の研究では、杵岐の小納屋衆の存在が強調された。しかし実際には、益富家の大納屋と杵岐の小納衆の間には別当昼屋の小納屋が介在していた。昼屋は両者を仲介する役割を担っていた。これによって益富組は、本

抛地以外において益富家の分家・別家でもあった別当畳屋が現地の同組の大納屋を管理し、他方では小納屋経営に進取的に従事していた。また、小納屋経営において分配される鯨の部位については、壱岐の小納衆やほかの現地の小納屋よりも畳屋が優遇されたために、かなりの収益を得ていたと考えられる²⁷⁾。

この代表的存在が畳屋勢右衛門家であり、益富組では筆頭に位置した「大別当」であった。幕末期には、勢右衛門家は益富家本家によって経営権が委ねられるほどの成長をみせた²⁸⁾。この勢右衛門家が、資金を蓄えるために積極的に活動したのが小納屋経営であった。同家に残されていた重要な文書を整理し翻刻した『山縣家文書』からは、同家が壱岐における小納屋衆の先納銀の肩代わりを行い、益富組内での資金調整を行っていたことが判明する²⁹⁾。

古賀は鯨組の納屋場組織が分化し、複数の内部組織を有した複合体とは、鯨組主の経営的な限界を示したものであるが、その一方で鯨組の組織化と管理コストを低減させ、複数の鯨組経営を可能とし、巨大鯨組化する利点があったと指摘する。益富組の場合は、藤本隆士が明らかにした同族団組織の秩序のなかで別当畳屋の結束が、同組のさらなるメリットとして加わった。この畳屋による大納屋の管理と小納屋経営が、益富家を組主とする益富組の経営的な限界を超え、幕末期までに日本一の益富家を大本家とする巨大鯨組に成長させた原動力となった³⁰⁾。

この点で益富組は、巨大鯨組であった土肥組や中尾組の経営組織とは違った特異な組織構造であり、それを端的に示す存在が畳屋の小納屋経営であった。畳屋は、現地にて全体的な鯨組（大納屋）の支配人（管理者）として役割を果たしつつ、別個に小納屋を経営した。彼らは益富組の大納屋と壱岐・現地の小納屋を資金面で結びつけ、各小納屋からの先納銀を益富家へ上納する資金システムを支え

た。畳屋による小納屋経営は、自らの利益のみならず、益富組の納屋場から生み出される鯨商品の取引関係・ネットワークを構築し競争優位を持続させた。

以上、益富組が出漁によって浦請の漁場を拡大することは、益富家の同族であった畳屋による小納屋経営の展開と結びついていた。そのために、畳屋は益富組の支配人として、本抛地以外の壱岐の漁場へは無論、平戸藩領外の漁場へ積極的に出漁していた。

V. 周防国からの双海船船頭・加子の雇用

(1) 定説の根拠と新史料の発見

双海船とは、鯨組の沖場組織のなかで勢子船の羽指が追い込んだ鯨に網を掛ける役割を果たす網船のことである。この双海船の船頭・加子の雇用地域については、これまで瀬戸内海の備後国福山藩田島があげられてきた³¹⁾。

この大きな根拠とされてきた史料が、福山藩の儒官であった菅茶山が文化6(1809)年にまとめた『福山志料』の「田島村」の箇所である。すなわち、そのなかに「此島水田ナシ島ニ漁人多シ、肥前五島平戸ノ鯨船ノ漁人多クハココヨリ出ル、七月二行四月二カヘル」と記されていたからである³²⁾。

益富組の本抛地である御崎浦の捕鯨業がおもに描かれた絵巻『勇魚取絵詞』にも、田島から雇用した記述が目立ち、田島以外からの雇用については分析が進められてこなかった。

そして田島とその周辺では、生業に関する史料や、西海の鯨組との雇用関係を示す一次史料がほとんど見いだされていなく、そのために従来、実証的研究が見当たらなかった。

これらを受け、筆者は益富組の史料（益富家文書）を調査した。同組では田島のほか、「備後国鞆浦、長州岩見島、室津浦」から雇用していたことが判明した³³⁾。

ところで、網船である双海船の船頭・加子の雇用地域を考察するうえで注意することがある。それは田島の漁民の役割が2つみられ

たことである。1つは既述の双海船の船頭・加子として、もう1つは網・網作りを担当していたことである³⁴⁾。この2つが重なって田島の漁民の重要性が増していたために、他の瀬戸内海の雇用地域がクローズアップされてこなかった。

そこで本稿では、前者の双海船の船頭・加子の雇用地域について、上記の益富組でみられた萩藩領内において掘り下げる。

まず、萩藩(藩庁)が天保12(1841)年に諸郡の代官に命じ、村々に整理させ提出させた周防・長門両国の地誌としても名高い『防長風土注進案』からみてみよう。そのなかの周防国佐郷島と牛島、そして上述の岩見島のなかに西海の鯨組へ雇用された記述が確認できる。

佐郷島では、「田島少く故(中略)尤農業第一二して漁業出精し、或ハ対州其外江漁事二罷越、九州鯨組江行相稼者も有之」と書かれている³⁵⁾。牛島では、「健成者は銚漁釣漁対州邊鯨網へ行」と「百拾五人 但鯨組行其外諸漁船行他所稼之分引之」とある³⁶⁾。岩見島では、「但鯨組行其外他所稼之者共弐百四拾人有之、壹ヶ年十二ヶ月之内六ヶ月他所二出、飯米買取相稼候分引之」と記されている³⁷⁾。

西海の「九州鯨組」へは、3島から雇うさ

れていたことがわかった。これを手がかりに、筆者は佐郷島庄屋であった「佐川家文書」の一群を調査した³⁸⁾。そのなかに、西海の鯨組へ雇用された際の史料が多く残されているのを発見した。

そこで次節では、雇用された時期や人数などについて具体的に考察する。

(2) 宝暦・寛政期の雇用状況

表1に作成した宝暦期(1751~1763)の九州鯨組への雇用状況をみてみよう。

平戸(町人)の鯨組が、宝暦6(1756)年に1艘分、10人(船頭=友押1人・加子9人)を雇用していたことがわかる。益富組は、宝暦6年と、同8(1758)年から同12(1762)年にかけて毎年2艘分で20人を雇用していた。唐津藩小川島を本拠地とした中尾組は、宝暦7(1757)年から同12年にかけて毎年1艘分、10人を雇用していた。

巨大鯨組の益富組と中尾組が継続して雇用していたほか、1~2年の雇用としては福井吉左衛門組、宮崎作左衛門組、大井甚平組がみえ、平戸の中小鯨組であったと推定できる。

宝暦期は、西海において益富、中尾、土肥組の巨大鯨組が勢力を拡大していった時期であったものの、その合間に中小鯨組が捕鯨業

表1 宝暦期(1751~1763)西海の鯨組への雇用先とその人数

地域・鯨組名	年 代	雇 用 人 数
平戸の鯨組	宝暦6(1756)年	1艘分、10人(船頭1人・加子9人)
益富又左衛門組(生月島)	同 年	2艘分、20人(船頭2人・加子18人)
同 組	宝暦8~12(1758~62)年	2艘分、20人(船頭2人・加子18人)
中尾甚六組(五島有川)	宝暦7~12(1757~62)年	1艘分、10人(船頭1人・加子9人)
五島鯨組	宝暦7(1757)年	4人
同 組	宝暦8(1758)年	1人
平戸(津吉浦)の福井吉左衛門鯨組	同 年	2艘分、20人(船頭2人・加子18人)
平戸(田助浦)の宮崎作左衛門鯨組	同 年	1艘分、10人(船頭1人・加子9人)
平戸の大井甚平鯨組	宝暦12~13(1762~63)年	1艘分、10人(船頭1人・加子9人)

(宝暦6ヵ子・11~明和元ヵ申・1)「他国行往来御手形願書控帳ほか綴」No.626-7(山口県文書館所蔵)より作成。

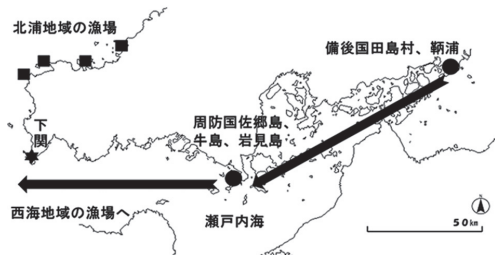


図2 瀬戸内海からの双海船の船頭・加子(季節雇)の移動ルート

を展開していた。中小鯨組の中核は、平戸町人の系列であったと考えられる³⁹⁾。

次に、寛政期(1789～1800)初期の九州鯨組への雇用状況をみてみよう。

益富組は、寛政元(1789)年から同3年にかけて毎年3艘分の30人(船頭3人・加子27人)を雇用していた。非常に興味深い記述としては、益富組の大別当であった畳屋伝左衛門と畳屋勢右衛門が、鰯網漁の加子を雇用していたことである。ここからは、小納屋経営で得た利益に基づき、彼らが個々に鰯網漁を展開していたことが十分考えられる⁴⁰⁾。

また、西海の巨大鯨組の一角とされた深澤組(松島)が、寛政元年から同3年にかけて毎年4艘分の40人(船頭4人・加子37人)を雇用し、益富組よりも多かったことが読み取れる。寛政初期においても、巨大鯨組が佐郷島から双海船の船頭・加子を多く雇用していた。

以上、図2に示したように双海船の船頭(友押)と加子の雇用については、備後国田島村と近隣の鞆浦のほかに、周防国では佐郷島、牛島、岩見島などから半年から10ヶ月ほどの期間で出稼ぎがみられた。各島より100人前後が雇用されていたと推定できる。

つまり、双海船の雇用地域が田島村から佐郷島やその他の浦へ拡大したことが想定できる⁴¹⁾。この背景には、西海において宝暦期以降に巨大鯨組の経営が発展し、それによる双海船の人員拡大があった⁴²⁾。この中心に、益富組が存在していた。

VI. 北浦の漁場と九州鯨組との関係

(1) 享保・宝暦期の北浦への出漁

享保期(1716～1735)以降の西日本における鯨油需要の増大と地方市場の成長の背景には、下関市場を中核に西海の鯨組と北浦の漁場が、享保期以降幕末期までに結びつき、西日本近海の捕鯨業地域が拡大したことがあった。このなかで重要な課題は、幕末期の政治的動向と近代捕鯨業への移行期を含め、既往の研究で別々の漁場の一群として認識されてきた西海・北浦の両地域における鯨組の出漁・専門職の雇用とそれによる漁場利用の変化を探ることにある。

西日本近海の捕鯨業には、浦請制と地先漁場がある。西海では前述の考察の通り浦請制が一般的となり、北浦ではおもに漁村の地先漁場のなかで捕鯨業がみられた。これまで両地域の関係については、西海の九州鯨組による北浦への捕鯨技術の提供や専門職雇用の面で大きな影響を与えていたと指摘されてきたものの、出漁自体については時代・地域的な様相が整理されてこなかった⁴³⁾。

これらの点を踏まえ、筆者は寛政・天保期(1789～1843)における九州鯨組の出漁状況について、出漁条件とその背景に関して順を追って明らかにした⁴⁴⁾。そこで本稿では、寛政期以前の享保・宝暦期(1716～1763)における九州鯨組の出漁条件とその背景を探り、寛政期以降の九州鯨組の出漁と結びつけておきたい。

享保期では、享保19(1734)年に平戸の山口屋助右衛門が島戸・肥中両浦へ出漁した。この山口屋は、当該期の西海において捕鯨業に従事していた有力な中小鯨組であった⁴⁵⁾。

山口組が出漁するにあたって提示した条件は以下の通りであった⁴⁶⁾。第一には、山口組は10年間の「肥中・島戸両浦鰯網代場の儀請浦」にて「春組」の漁期に出漁する。第二には、肥中浦が属する萩藩と島戸浦が属する長

府藩への運上銀として鯨1本につき400目で、それぞれの藩へ200目宛を上納する。なお、この運上額は西海よりかなり低額であった⁴⁷⁾。第三には、萩・長府両藩による買い上げ御用油は年間250挺で、両藩へ125挺宛を上納する。但し、大漁であったとしても、250挺以上の買い上げをしない代わりに、不漁であっても間違なく上油を上納する。第四には、鯨組が滞留中は藩法を厳守する。

両漁村との条件については次の通りであった。第一には、浜立銀として年間2貫目を島戸・肥中両浦へ渡し、たとえ不漁であっても同額を条件とする。納入方法としては、鯨組が出漁した折に1貫目、残りの1貫目は鯨組を開始した時点とする。第二には、肥中浦が納屋場の担当で、使い勝手に問題がある時は肥中浦に相談する。第三には、鯨船の加子は西海から引き連れてくる予定であるが、もし必要になった時は両浦に雇用の相談を行う。第四には、上納する御用油以外の鯨油については、自らの鯨組で自由に取捌く。

宝暦期では、宝暦4(1754)年に平戸の鯨組と同13(1763)年に平戸浦の大井甚平が出漁した⁴⁸⁾。大井組は表1で確認できた鯨組であるが、この時期の西海において活動した中小鯨組の1つであった。中小鯨組は、巨大鯨組が独占しつつあった平戸藩領内の漁場以外

に、北浦の漁場へ出漁していた。

宝暦4年の出漁背景には、島戸・肥中両浦が捕鯨業の不漁で、近年両浦での捕鯨業が中絶していたことがあった。その状況下において、萩城下の魚町の真木源之允が平戸の鯨組との仲介役を果たしていた⁴⁹⁾。

宝暦12年の大井組では、島戸・肥中両浦のみならず、近隣の和久浦を含む漁場が対象となっていた。なぜならば「覚」に「島戸・肥中・湧三ヶ浦鯨網代」を「請負」とあり、島戸・肥中両浦とともに和久浦の庄屋の名前が確認できるからである。なお、享保期の山口組の場合においても、出漁先は両浦であったものの、山口組が提出した「書替」のなかに和久浦の庄屋の名前が列記されていた。

初年度の浜立銀は1貫目宛で、翌年からは捕獲次第により変化すると条件が出されていた。大井組が引き連れてくる加子は150人と記載され、彼らに対し3浦から「賃飯米」の届け出があったことがわかる。出漁が決まったのちは、納屋場の提供や飯米の供給が、受け入れる漁村側の大きな問題となっていた。

以上、九州鯨組は享保・宝暦期から北浦における浦請制の漁場利用を開始していた。そして図3と図4に示した通り、鯨組と藩との条件、仲介人の存在、鯨組と漁村との条件、

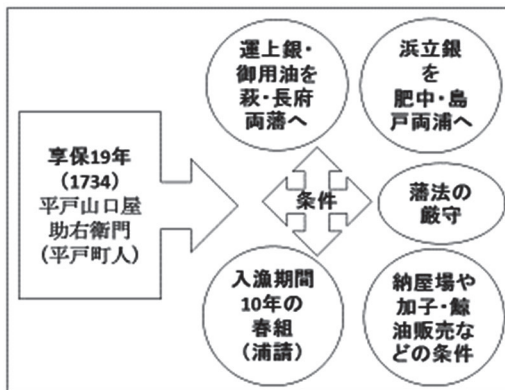


図3 享保期九州鯨組の出漁における諸条件

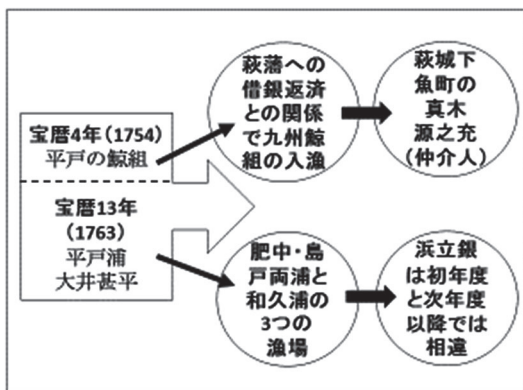


図4 宝暦期九州鯨組の出漁における諸条件

藩法の厳守など、寛政期以後の諸条件が大方整っていたと言えよう。

(2) 通・瀬戸崎両浦と九州鯨組との関係

寛政期(1789~1800)の島戸・肥中両浦には深澤組、文化期(1804~1818)の通・瀬戸崎両浦には平戸藩の益富・手嶋・土肥組、天保期(1830~1843)の須佐浦と見島浦には唐津藩の生嶋組など、西海の九州鯨組が出漁した。図5には、これらの出漁と浦請制の拡大を示した。

仙台藩の儒学者大槻清準が、文化5(1808)年にまとめた『鯨史稿』の通・瀬戸崎両浦の説明の部分には、「近頃、平戸生月ノ益富、沓州ノ漁ヲ止メシニ因テ、ソレ丈ノ漁父トモ長州ニ来リテ、捕鯨次第ニ盛ニナリシ由ナリ」とある⁵⁰⁾。おそらく図6の文化3~4(1806~07)年の出漁を指していると考えられるが、益富組が老岐の漁場の代りに通・瀬戸崎両浦へ出漁し、その結果、両浦の捕鯨業が活気づいたとある⁵¹⁾。図6には益富組のほか、平戸町人と考えられる手嶋組と、益富組

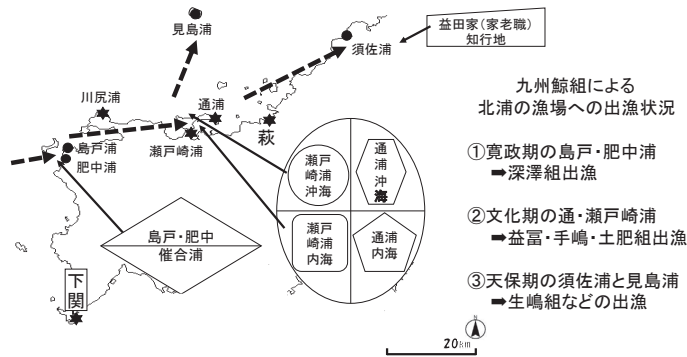


図5 寛政・文化・天保期の九州鯨組の出漁による浦請制の拡大

〔注〕44) ①~④より作成。

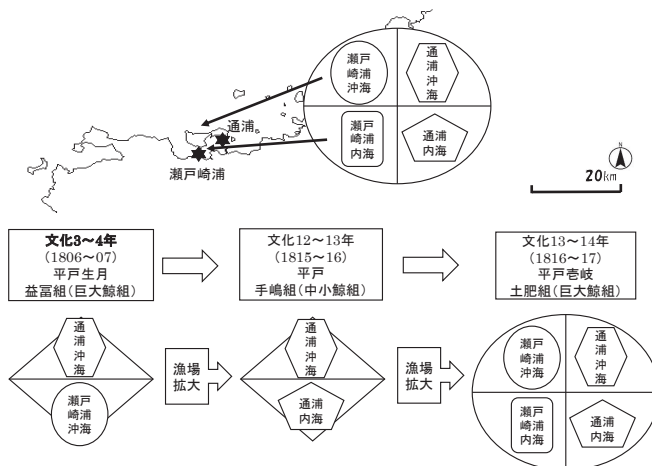


図6 文化期の通・瀬戸崎浦への九州鯨組の出漁による浦請制の拡大

〔注〕44) ②より作成。

と双壁をなした壱岐の土肥組が両浦へ出漁し、浦請による漁場が拡大した過程を示した⁵¹⁾。

では、ここで図6の出漁後の文政・天保期(1818~1843)における瀬戸崎浦の動向をpushさせておこう⁵²⁾。

瀬戸崎浦にて火災が文政元(1818)年正月8日に起こった。居宅と納屋を入れて165軒と捕鯨の道具類・船のすべてが焼失した。この火災の影響で捕鯨業と鰯漁ともに不漁が続く、一層困窮に陥った。そこで両浦は、萩藩に対し御救米および御貸銀を願い出た。

理由としては、九州鯨組が出漁した文化12(1815)年頃には手軽芝居の許可が出て、瀬戸崎浦は賑わった。しかし、その後は手軽芝居の許可が出ず、次第に入船も減少し、浦全体が困窮状態に陥ったためとある。

以上のように、文化期の益富・手嶋・土肥組といった西海の巨大鯨組と中小鯨組の出漁が、瀬戸崎浦を繁昌させた大きな要因となっていた。

同浦では困窮のため地元で組織する鯨組での活動ができなくなり、九州鯨組の出漁を受け入れることを吟味したものの、火災の影響で不可能な状態にあった。そこで文政2(1819)年には、図6にある土肥組の出漁条件と同じ「入漁之姿」として、萩藩に対し運上銀と買上げ御用油の低減を願い出た。すなわち、沖海の運上銀が鯨1本につき400匁から215匁に軽減し、小鯨(5尋以下)は運上銀・御用油を免除することであった。

萩藩は、まず文政3(1820)年から同7(1824)年までの5年間で許可した。この後、両浦が延長を願い出た、文政8(1825)年から同12(1827)年までの5年間で認められた。そのうえ、天保元(1830)年から同5(1834)年までの5年間の再延長、同6(1835)年から同10(1839)年までの5年間の再々延長で、申請と許可が繰り返された⁵³⁾。

瀬戸崎浦では、火災やその影響で鯨組の活

動が一時困難となり、たとえ操業しても不漁が続いた。しかし同浦が、九州鯨組の出漁条件を上手く利用したことは、漁場利用が浦請制へ変容した結果であったと捉えられよう。

(3) 川尻浦と九州鯨組との関係

九州鯨組による出漁については、図5に示したように川尻浦ではみられなかった。しかし、萩藩が図5の島戸・肥中両浦と見島浦へ九州鯨組の出漁許可を出した際に、通・瀬戸崎両浦と同じく川尻浦に対し、「地下尋」(地元の意向に関する事情聴取)が行われていた。なぜならば、この通・瀬戸崎両浦と川尻浦は、萩藩において捕鯨業を主要な生業としていた北浦の三大漁場とされていたからである⁵⁴⁾。そこで本稿では、北浦の捕鯨漁場として重要視されていた川尻浦と九州鯨組との関係をみておく。

表2には、川尻浦への九州鯨組からの羽指・友押(船頭)・加子の雇用を一覧にした。川尻浦では、文化6(1809)年に唐津の名古屋浦から8人の雇用を萩藩へ申請していた。推測の域を出ないものの、第一には、既述の文化3~4年に益富組が通・瀬戸崎浦へ出漁した際に両浦が勢いづいたことが、川尻浦が雇用を開始した要因になったと考えられる。つまり、益富組が通・瀬戸崎浦へ出漁した情報が川尻浦に流れたのち、両浦に対抗するために、川尻浦は西海において巨大鯨組の益富組と並び称せられた中尾組が捕鯨業を展開していた唐津藩から雇用したのではないかと考えられる。

第二には、文化期において川尻浦は不漁に見舞われ、一時、萩藩が深く関わる御手組となった時期であった。そのために川尻浦では、九州鯨組から優秀な羽指などの専門職を雇用することで、その後の捕獲頭数の上昇を期待したものと考えられる⁵⁵⁾。いずれにしても、萩藩の捕鯨業に関わる主要な3つの漁村には、文化期の時期から九州鯨組自体もしく

表2 先大津宰判と前大津宰判における羽指・友押など雇用申請一覧

年 代	捕 鯨 漁 場	雇 用 先	人数
文化6 (1809) 年9月	川尻浦	肥前国唐津名古屋浦	8
天保12 (1841) 年5月	川尻浦	肥前国唐津名古屋浦	4
天保13 (1842) 年6月	川尻浦	肥前国唐津名古屋浦	4
天保13 (1842) 年10月	川尻浦	肥前国唐津名古屋浦	38
嘉永6 (1853) 年10月	通浦	肥前国唐津浦羽指・友押	8
嘉永6 (1853) 年10月	瀬戸崎浦	平戸領漁人	6
文久2 (1862) 年10月	津黄浦	肥前国唐津湊浦・名古屋浦	64
文久3 (1863) 年9月	川尻浦	肥前国唐津名古屋浦	79
元治元 (1864) 年9月	川尻浦	肥前国唐津名古屋浦	88
元治元 (1864) 年10月	津黄・立石両浦	他国人雇入之儀他浦通り	不明
元治2 (1865) 年9月	川尻浦	肥前国唐津名古屋浦	88
慶応元 (1865) 年10月	津黄浦	肥前国唐津湊浦・名古屋浦	60
慶応元 (1865) 年10月	通・瀬戸崎両浦	肥前国唐津湊浦	8
慶応2 (1866) 年7月	津黄浦	肥前大村領瀬戸浦・小串浦 壱州国前日浦・風本浦	45
慶応3 (1867) 年9月	川尻浦	肥前国五島宇久島平浦	15
		肥前国大村領内海浦	50
		壱州平戸領山崎浦	18
明治2 (1869) 年7月	津黄・立石両浦	肥前国唐津・平戸・大村諸浦	60
明治2 (1869) 年10月	川尻浦	肥前国唐津名古屋浦	25
		肥前国五島宇久島浦	9
明治2 (1869) 年12月	川尻浦	壱州平戸領山崎浦	5
明治3 (1870) 年10月	川尻浦	肥前国唐津名古屋浦	22
		壱州平戸領山崎浦	14
		壱州平戸領小崎浦	6
明治4 (1871) 年10月	津黄・立石両浦	肥前国唐津領・大村領漁人	60
明治4 (1871) 年9月	川尻浦	肥前国唐津名古屋浦	15
		肥前国大村領松原浦	8
		壱州平戸領山崎浦	16
		壱州平戸領小崎浦	18

新宅勇『萩藩近世漁村の研究』私家本, 1979, 170-171頁に, 各時期の「先大津宰判本控」「前大津宰判本控」(山口県文書館所蔵)を確認して加筆作成。
備考) 各浦が藩庁へ申請した年月を記している。

は鯨組の重要な専門職が出漁していた。

川尻浦では, 天保13 (1842) 年に38人の雇用を萩藩へ申請していた。図5とあわせてみると, 天保期において九州鯨組の出漁と専門職の雇用が一段と拡大したことがわかる。

なお, 天保12~13 (1841~1842) 年の捕獲頭数は11頭だったが, 川尻浦が38人を雇用

することによって, 天保13~14年に13頭, 同14~弘化元 (1843~1844) 年に23頭へと増加した。

幕末期より明治初期にかけた川尻浦の雇用状況から, 同浦が専門職の雇用に依存していた漁村であったことが判明する⁵⁶⁾。また, 西海の広範囲な地域からの雇用が読み取れ, 明

治初期に至るまで北浦へ出漁していた九州鯨組の専門職が確認できる。

この専門職を多く雇用することができた大きな理由には、西海において浦請による漁場を独占していた益富、土肥、中尾組などの巨大鯨組が、安政期(1854~1859)以降に捕獲頭数の激減から急速に衰退していったことがあげられる⁵⁷⁾。

以上、図7のように享保期から明治初期にかけて、九州鯨組が北浦の漁場へ出漁し、そのうえ北浦の漁村が鯨組の専門職を雇用することで、西海の捕鯨技術が北浦へ伝播していった。

Ⅶ. おわりに

西日本近海の捕鯨業では、広範囲な地域に九州鯨組からの出漁や専門職の雇用がみられ、それによって漁場利用の形態が変化していた。

第一には、西海において浦請制による漁場利用が拡大した。浦請制による好漁場が地域的に集中した背景には、近世中期以降の巨大

鯨組の成長による好漁場の独占があった。この代表的な九州鯨組が益富、中尾、土肥、深澤組などの巨大鯨組であった。

第二には、西海では浦請制による漁場利用が拡大していったが、さらに北浦における漁村の地先漁場の形態が浦請制の漁場へと変化する時期が存在した。

第三には、九州鯨組が、瀬戸内海から専門職である網船の船頭(友押)・加子を雇用した。雇用された彼らは、西海の諸藩領内へ赴き、九州鯨組のなかに組み込まれていた。

第四には、とくに巨大鯨組が、西海各地から雇用した船頭(友押)・加子と瀬戸内海から雇用した網船の専門職を組み込み、北浦の漁村へ出漁した。巨大鯨組が北浦へ出漁することで、捕鯨業に携わる各漁村は一時的に潤うことができた。

ここで注意しておきたいことは、表3に示したように西海捕鯨と北浦捕鯨では多くの面で違いがあったことである。そのため、西海の諸藩領内の漁場のように、頻繁には北浦の漁場への出漁はみられなかった。しかしなが

時代	享保・宝暦期	寛政期	文化期	天保期	嘉永期	安政期	文久期	元治・慶応期	明治初期
肥中浦・島戸浦	享保19年平戸山口屋助右衛門、宝暦12年大井基平(加子150人、中小鯨組)	寛政3年大村藩松島の深澤与六郎組(巨大鯨組)							明治4年角島において呼子浦羽指雇用にて鯨組企画
通浦・瀬戸崎浦			平戸生月益富組、平戸巻坂土肥組(巨大鯨組)、平戸手崎組(中小鯨組)		嘉永6年通浦唐津羽指友押6名雇用、嘉永6年瀬戸崎浦平戸領漁人6名雇用			慶応元年唐津淡浦8名雇用(通・瀬戸崎浦)	
見島浦・須佐浦	享保期の鯨組開設の許可	寛政7年須佐浦鯨組開設の許可	文化11年見島浦への唐津古館管助の入漁申請	天保5年九州鯨組(須佐浦)、天保6年呼子生崎組・平戸吉村組(見島浦)		安政4・5年中尾組を中心に益富組を加えた羽指組を雇った(見島須佐浦247名雇用)	文久元・2年薩摩商人へ鯨組株と資金を貸し再開を計画(須佐浦)		
川尻浦			文化6年唐津名古屋浦羽指8名雇用	天保12年唐津名古屋浦羽指4名雇用 翌13年には38名へ増加			文久3年唐津名古屋浦79名雇用	元治元年唐津名古屋浦88名雇用、慶応3年五島半久・大村内海浦・平戸山崎浦83名雇用	明治2年唐津・五島・平戸39名雇用、明治3年唐津・平戸42名、明治4年唐津・大村・平戸57名雇用
津黄浦・立石浦							文久2年唐津淡浦・名古屋浦64名雇用(津黄浦)	元治元年他園より雇用(津黄・立石浦)、慶応元年唐津淡浦・名古屋浦60名雇用(津黄浦)、慶応3年大村瀬戸・平戸巻坂45名雇用(津黄浦)	明治2年唐津・平戸・大村60名雇用(津黄・立石浦)、明治4年唐津・大村60名雇用(津黄・立石浦)

図7 享保期から明治初期における北浦の捕鯨漁場と九州鯨組の出漁および専門職雇用との関係図

[注] 44) ①~④および表2の文献・史料より作成。

表3 西海捕鯨と北浦捕鯨との比較

	西海捕鯨	北浦捕鯨
支配体制	平戸藩、五島藩、大村藩、唐津藩、対馬藩	萩藩、長府藩
漁場(沿岸漁業)	鯨組主による浦請制 →運上銀による漁場利用権の確保と拡大	漁村の専用漁場(地先漁業権)や入会漁場 →出漁による浦請制の拡大
鯨組の開始時期	寛永年間(突取法、1624年から)	延宝年間(網取法、1673年から)
資金調達	おもに商人から借用(鯨組株の移動)	おもに藩からの貸与、浦役人・問屋から借用
組織と労働力	専門職の養成と各地から友押・加子雇用	漁村における漁民(浦百姓)からの動員(漁撈組織)と西海からの専門職の雇用
捕獲頭数(鯨の種類)	最盛期の巨大鯨組1組 年間50~100頭(おもに勢美鯨・座頭鯨)	漁村単位 年間10~20頭(おもに座頭鯨・勢美鯨)

ら、九州鯨組が出漁することで両地域の漁場において浦請制が拡大していったことは、西日本近海の捕鯨業の大きな特徴であったと言える。

このため幕末期では、萩藩での産物取立政策の一環として藩直営の御手組が出現し、北浦での捕鯨業が薩長交易に貢献するために活動をみせた。この御手組では、西海の巨大鯨組の羽指・友押・加子を大量に雇用していた⁵⁸⁾。

太平洋沿岸部の鯨組と比較して、西日本近海の鯨組は藩領外への積極的な出漁と浦請による漁場利用を展開した。これにより、明治期以降の西海と北浦において捕鯨業に関わる広域的な雇用がみられ、かつ両地域の各漁村が明治期以降の捕鯨業の新たな捕鯨基地に変化していった⁵⁹⁾。

(中部大学)

〔付記〕

本研究は平成27~29年度JSPS科学研究費「基盤研究(C)/課題番号15K02877」の助成を受けて調査研究したものである。記して感謝する。

〔注〕

- 1) 末田智樹『藩際捕鯨業の展開—西海捕鯨と益富組—』御茶の水書房, 2004, 81-261頁。
- 2) 代表的な研究としては、荒居英次『近世の

漁村』吉川弘文館, 1970, 新装版, 1996, 216-268頁がある。

- 3) 福本和夫『日本捕鯨史話—鯨組マニユファクチュアの史的考察を中心に—』法政大学出版局, 1960, 新装版, 1978, 60-63頁, 148。前掲1) 19-70頁。
- 4) 代表的な研究としては、伊藤康宏『地域漁業史の研究—海洋資源の利用と管理—』農山漁村文化協会, 1992。高橋美貴『近世漁業社会史の研究—近代前期漁業政策の展開と成り立ち—』清文堂出版, 1995。後藤雅知『近世漁業社会構造の研究』山川出版社, 2001がある。
- 5) 前掲2) 75-76頁, 146-149頁, 227-228頁, 365頁。
- 6) 前掲1) 14-18頁, 72-80頁に整理している。ほかに、この視点からの代表的な研究としては、①藤本隆士『近世西海捕鯨業の史的展開—平戸藩鯨組主益富家の研究—』九州大学出版会, 2017。近年の研究としては、②古賀康士「西海捕鯨業における巨大鯨組の経営と組織—老岐勝本浦土肥組を中心に—」地域漁業研究56-2, 2016, 31-61頁がある。
- 7) 橋村 修『漁場利用の社会史—近世西南九州における水産資源の捕採とテリトリー—』人文書院, 2009。
- 8) ミルトン・M・R・フリーマン編著, 高橋順一他訳『くじらの文化人類学—日本の小型沿岸捕鯨』海鳴社, 1989, 6-7頁。
- 9) 前掲1) 19-37頁, 263-274頁。

- 10) ①山口麻太郎「初期日本捕鯨の諸問題」社会経済史学25-5, 58-73頁。②羽原又吉『日本漁業経済史上巻』岩波書店, 1952, 129-146頁。なお、本稿では突取法から網取法への技術的転換の視点ではなく、漁場利用の視点から論じている。この技術的な問題から切り込んでいる民俗学的研究としては、③中園成生「西海漁場における網掛突取捕鯨法の開始」平戸市生月町博物館島の館だより11, 2007, 6-22頁。④同「平戸系突組の盛衰」平戸市生月町博物館島の館だより19, 2015, 2-22頁がある。
- 11) 前掲7) 53-67頁, 209-212頁。
- 12) 末田智樹「近世日本における捕鯨漁場の地域的集中の形成過程—西海捕鯨業地域の特殊性の分析—」岡山大学経済学会雑誌40-4, 2009。
- 13) 前掲12)のほか、末田智樹「西海捕鯨業地域における益富又左衛門の拡大過程」(伊藤康宏編『国際常民文化研究叢書—日本列島周辺海域における水産史に関する総合的研究—第2巻』神奈川大学国際常民文化研究機構, 2013), 17-131頁。
- 14) 前掲1) 81-161頁。
- 15) 大村史談会編『九葉実録 第3冊』大村史談会, 1996, 211-223頁。
- 16) 前掲1) 207-261頁。
- 17) 前掲1) 86頁, 89頁, 92頁, 183頁。
- 18) 前掲1) 81-261頁。
- 19) 益富組の沖場と納屋場の組織図については、前掲1) 248-249頁。
- 20) ①武野要子「壱岐捕鯨業の一研究—益富組小納屋の分析—」福岡大学創立35周年記念論文集商学編, 1969, 209-239頁。②鳥巢京一『西海捕鯨業史の研究』九州大学出版会, 1993, 179-236頁。③古賀康士「西海捕鯨業における地域と金融—幕末期壱岐・鯨組小納屋の会計分析を中心に—」九州大学総合研究博物館研究報告8, 2010, 83-106頁。④同「西海捕鯨業における鯨肉流通—幕末期壱岐小納屋の販売行動を中心に—」九州大学総合研究博物館研究報告9, 2011, 47-67頁。
- 21) 前掲6) ②40-46頁。
- 22) 「勇魚取絵詞」(宮本常一他編『日本庶民生活史料集成 第10巻』三一書房, 1970), 290-292頁。
- 23) 前掲1) 147頁。
- 24) 「嘉永7, 6月 寅冬鯨道具先納帳 益富勝本組」(益富家文書No.1076)。これに類似する内容が「弘化4, 6月末冬鯨道具代先納帳 益富前目組」(同家文書No.1315)に記載されており、前掲20) ①②のなかで使用されている。しかし、前掲20) ①②では昼屋が小納屋経営に携わっていたかどうかの検討はなされておらず、昼屋の小納屋経営については深められてこなかった。また、大別当については前掲1) 177-179頁。
- 25) 「天保2 卯春 鯨道具代算用帳 益富黄嶋組大納屋」(益富家文書No.326)には、「昼屋音三郎殿小納屋」と「布藤膏納屋」がみられる。
- 26) ①「天保4 巳春 鯨道具代算用帳 益富江島組大納屋」(益富家文書No.357)。②「天保7 申春 鯨道具代算用帳 益富江島組大納屋」(同家文書No.14)。ほかに大村藩蛸浦に関する「天保11子春 鯨道具代算用帳 益富蛸浦組大納屋」(同家文書No.315)からも昼屋による小納屋経営が確認できる。壱岐と他藩領における昼屋による小納屋経営については、今後の益富家文書を使用したさらなる考察が待たれる大きな課題である。指方邦彦「西海捕鯨と深沢組など鯨組の盛衰について」大村史談40, 1992, 36頁, 41頁, 43-44頁。柴田恵司「肥前大村深澤鯨組」(石井謙治編『日本海事史の諸問題 対外関係編』文献出版, 1995), 368-371頁。柴田一雄「鯨組深沢家と大村藩」研究会報9, 地域史料研究会・福岡編, 2014, 5頁。
- 27) 前掲24)の益富家文書から読み取れる。
- 28) この点については、藤本隆士編『近世西海捕鯨業史料—山縣家文書—(福岡大学総合研究所資料叢書第8冊)』福岡大学総合研究所, 1994, 193-194頁, 206頁, 210-211頁から判明する。また、昼屋勢右衛門の活動については前掲1) 187-194頁。
- 29) 前掲28) 56頁, 60頁, 80-83頁, 92-94頁, 99頁, 104-105頁, 108頁, 111頁, 117-123頁。

- 30) 前掲6) ②45-46頁, 52頁。前掲6) ①1-37頁。鯨組と藩との直接的関わり(御用商人)をもって藩際捕鯨業・藩際経営と表現しており, 単なる鯨組の出漁とは異なっていた。これは鯨油販売の流通面でも福岡・熊本藩に対して同じようなことが言え, 藩際交易と同じ状況であった。深澤, 土肥, 中尾組などの巨大鯨組も同様に藩を越えて出漁したが, 藩際捕鯨業であったかどうかの指摘はなされていない。今後の研究を待たねばならない。
- 31) 柴田恵司「九州鯨組を支えた備後鞆と田島の人々」『海事史研究』53, 1996, 48-56頁。
- 32) 『福山志料 下巻』福山志料発行事務所, 1910, 32頁。他に『備陽六郡誌 二(復刻版)』文献出版, 1977, 266頁も根拠とされる史料である。これらの史料を含め, 『内海町誌』内海町, 2003, 143-202頁に含まれた史料の再検討を今後行いたい。
- 33) 前掲1) 233-245頁。
- 34) 武田尚子『『海の道』の300年—近現代日本の縮図 瀬戸内海—』河出書房新社, 2011, 15-49頁, 203-204頁。前掲22) 331頁。
- 35) 山口県文書館編『防長風土注進案 第6巻 上関宰判』山口県立山口図書館, 1963, 400頁。
- 36) 前掲35) 418頁, 420頁。
- 37) 前掲35) 437~438頁。
- 38) 山口県文書館編『山口県文書館諸家文書目録 8 平生町佐合島佐川家文書 第一分冊』を参照。
- 39) 前掲1) 266頁。前掲12)。
- 40) 天明8申11月「佐郷島者他国行往来御手形願出控帳 畔頭佐川宇平次組」(佐川家文書 No.207, 山口県文書館所蔵)。なお, 前掲39) と本史料の詳細な分析は今後の課題とする。大別当については前掲1) 164-179頁を参照。
- 41) 後藤陽一監修『平生町史』平生町役場, 1978, 533-536頁や上関町史編纂委員会編『上関町史』上関町, 1988, 259-260頁などで指摘があるものの, 鯨組と佐郷島との雇用関係などの詳細な検討が今後必要である。表1および前掲41) 以外の佐川家文書には益富組の平島や黄島への雇用や壱岐瀬戸浦や土肥組(壱岐・平戸藩)の雇用記録も残されており, 引き続き佐川家文書を使用し研究を進めたい。
- 42) 前掲1) 229-261頁。前掲12)。
- 43) 九州鯨組による北浦への出漁について指摘している代表的な研究としては, 多田穂波『見島と鯨』見島と鯨編纂会, 1968と徳見光三『長州捕鯨考(再版)』長門地方史料研究所, 1971がある。
- 44) ①末田智樹「長州捕鯨業と九州鯨組との関係についての一考察—寛政2・3年大村藩深澤与六郎組入漁から探る—」神奈川大学日本常民文化研究所年報2014, 2016, 81-106頁。②同「文化期, 通・瀬戸崎両浦への九州鯨組の入漁事情」山口県地方史研究117, 2017, 31-46頁。③「天保期, 長門国須佐浦への九州鯨組の入漁背景とその条件」山口県地方史研究119, 2018, 67-78頁。④同「天保期における長門国見島浦への九州鯨組の出漁背景とその条件」地域漁業研究58-3, 101-111頁。
- 45) 前掲10) ②133頁。
- 46) 楠美一陽『山口県豊浦郡水産史(復刻版)』マツノ書店, 1980, 363頁。
- 47) 安永・寛政期(1772~1800)の益富組では, 勢美鯨1頭あたりの運上銀を1貫目~2貫250目で平戸藩へ上納していた。末田智樹「寛政前期の平戸藩領域における捕鯨業の—様相—益富大嶋組の運上史料から探る」国際常民文化研究機構年報4, 2013, 174-186頁を参照。
- 48) 前掲46) 365-367頁。
- 49) 寛政期の深澤組の出漁においても真木源之允が仲介役であった。前掲44) ①88頁, 101-102頁。
- 50) 大矢真一解説『鯨史稿(江戸科学古典叢書2)』恒和出版, 1976, 304頁。
- 51) 前掲44) ②で具体的に明らかにしている。
- 52) 「前大津宰判本控11~18 文政元~天保13年」(「両公伝史料」559~566, 山口県文書館所蔵)。
- 53) 前掲52)。ほかに『長門市史 歴史編』長門市, 1981, 378-380頁を参照。瀬戸崎浦の不

漁への対応策については、萩藩と漁村との関係を考えるうえで大変重要であり、今後詳細に検討したい。

- 54) 前掲44) ①および③。
- 55) 「明治22年 川尻捕鯨会社 捕鯨調書 農商務掛」(「山口県庁文書」戦前A農業494, 山口県文書館所蔵)。文化期の川尻浦の状況については、前掲44) ④105-106頁で触れている。
- 56) 前掲44) ④105-106頁。通・瀬戸崎浦と対比できる川尻浦の捕鯨業については今後考察を進める予定である。
- 57) 古賀康士「西海捕鯨業における中小鯨組の経営と組織—幕末期小値賀島大坂屋を中心に—」九州大学総合研究博物館研究報告10, 2012, 103頁(表1)に整理されている。
- 58) この問題には今後も取り組んでいく。拙稿「安政期北浦地域における鯨組編成の変化とその背景」地域漁業学会第60回大会報告要旨集, 2018, 5頁。
- 59) これは近世捕鯨業と近代捕鯨業の連続・断続性を考えるうえで重要な視点となり、詳しい検討については今後の課題としておきたい。